平成２１年（フ）第５２２号
千葉市中央区道場南２丁目18番12号
債務者　足立　和子
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第６０８号
千葉市美浜区高浜１丁目５番13棟302号
債務者　齋藤三千子
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第６２９号
千葉市若葉区野呂町1793番地158
債務者　荒井　久夫
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第６４８号
千葉県市原市十五沢219番地６
債務者　稲川　樹里
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第６６９号
千葉県市原市山木1208番地
債務者　田中　盛厚
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１６５４号
名古屋市港区宝神４丁目1306番地　宝神荘６棟101号
債務者　廣重沙希子
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４６６号
愛知県知立市谷田町本林１丁目12番地18
シャルム201号
債務者　村田　啓子
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第３０号
新潟県佐渡市橘13番地１
債務者　岩﨑　寛貴
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２１年（フ）第４５号
岩手県久慈市宇部町第20地割46番地３
債務者　廣﨑　秀一
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午前11時40分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２１年（フ）第７１号
北海道帯広市東１条南26丁目16番地２　コーポ歓206号室
債務者　相場　寛之
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月３日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第８４号
北海道帯広市西22条南４丁目31番地　コーポハピネス５号室、住民票上の住所北海道中川郡幕別町札内暁町276番地の８
債務者　河口　真悟
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月３日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第１０５号
北海道帯広市西６条南33丁目７番地２
債務者　加藤　和子
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月３日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第１１４号
北海道中川郡本別町北８丁目８番地７
債務者　長谷部　忠
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月３日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第１１６号
北海道帯広市西６条南11丁目３番地１　コーポ楡
債務者　羽柴　　守
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月３日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第１１８号
北海道河西郡芽室町西２条南５丁目１番地
債務者　堂前　理美
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月３日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第１５８５号
神奈川県横浜市保土ケ谷区上星川３丁目22番９―401号
債務者　後藤　三男
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２０年（フ）第７９６号
埼玉県入間市大字野田1559番地
破産者　村島　雅司
1　破産債権の届出期間　平成21年８月14日まで
2　一般調査期日　平成21年９月８日午後１時30分
平成21年７月14日
さいたま地方裁判所川越支部